

# 琉球大学学術リポジトリ

イギリス1870年基礎教育法の性質に関する一考察：  
National Education League の役割に着目して

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2017-03-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐久間, 正夫, Sakuma, Masao メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/36449">http://hdl.handle.net/20.500.12000/36449</a>

# イギリス 1870 年基礎教育法の性質に関する一考察

— National Education League の役割に着目して —

佐久間 正 夫 \*

## A Study on the Characteristics of the 1870 Elementary Education Act in England and Wales-Focused on the part of the National Education League-

Masao SAKUMA

### はじめに

本稿は、イギリスの最初の包括的な基礎教育立法である 1870 年基礎教育法の成立過程において、主導的な役割を果たしたとされるラディカル派の政治・教育運動団体である National Education League (全国教育連盟。以下、NEL と略記) の創設過程とその教育構想について検討することをおして、1870 年基礎教育法の性質を明らかにすることを目的としている。

イギリスの 1870 年基礎教育法は、その成立経緯の特徴に着目することにより、イギリス近代公教育制度の起点として把握される重要な教育立法の一つである<sup>1)</sup>。この 1870 年基礎教育法の成立の過程においては、普遍的な国民教育制度を求めて、さまざまな民間の教育運動<sup>2)</sup>が展開された。こうした教育運動を代表する中心的な組織団体として、ラディカル派の NEL が挙げられる。

NEL は 1869 年 10 月、政治的急進主義の中心地であるパーミンガムで創設され、最初の議長に英国国教徒のジョージ・ディクソン (Dixon, G.) が選出された。この組織は、政治的には明らかに、特定の党派色を有していたが、そのメンバーは広範に亘り、国教会派や国教反対者だけでなく、多数の非国教徒をも含み、80 万から 100 万に及ぶ労働者の支持を集めた<sup>3)</sup>とされている。同年 11 月には、NEL は、あらゆる子どもたちを対象にした、地方税により援助

される非宗派的学校の設立、無償の義務教育の確立といった内容を含んだ綱領を定め、その後の活動を通して、議会内外に大きな影響を及ぼした。

NEL の教育構想は、1870 年基礎教育法の制定者であるフォスター (Forster, W.E.) によって、1869 年 10 月 21 日、内閣に提出されたフォスターのメモ<sup>4)</sup>の中で、メモ作成の際に参考とされた四つの教育改革案の一つとして取り上げられ、検討がなされている。このことは、1870 年基礎教育法の形成過程において、NEL の教育構想が重要な位置を占めていたという事実を示している。

ここで先行研究について、整理しておこう。成田克矢は、1870 年基礎教育法の成立過程において、労働者階級運動が立法化への機動力として大きな役割を果たしたとし、1870 年基礎教育法の基底的な性質を「公教育の公共性と大衆的基礎の一致」<sup>5)</sup>にあると把握した。成田のこうした評価は、サイモン (Simon, B.) の研究に依拠しつつも、イギリスの公教育形成過程に着目したすぐれた見解であると思われる。しかしながら、リッチ (Rich, E.E.) によれば、「先導的なチャーチストやラディカル派は、教育の全国的な制度を強力に支持したが、彼らが労働者階級を伴ったと考えることは、誤りであろう。私が調べることができた限りでは、〔1870 年〕教育法作成への見解の発展に影響を及ぼした、労働者階級の効力のある見解はなかった」<sup>6)</sup>とされている。1870 年基礎教育法形成過程の中で、

\* 教育学教室

NELが労働者階級とどのような関係にあったかが、検討されなければならないであろう。

成田の見解に対して、堀尾輝久は、NELが1870年基礎教育法の実現に果たした大きな役割を認めながらも、NELと労働者階級との関係については、NELが「労働者階級の運動の潜在的な力にくつわ」をはじめ、方向づけたととらえている。そして、NELの教育思想的特質に関しては、「『社会問題』対策的役割」を有するものである、とした<sup>9)</sup>。堀尾のこの見解は、NELの教育構想の形成過程に着目したすぐれた見解であると考えられるが、詳細な実証はなされていない。つまり、1870年基礎教育法の成立過程において、NELがどのような役割を果たしたのか、また、それが何を意味するのかといった問題は、これまでのところほとんど、明らかにされておらず、今後取り組むべき重要な課題として残されていると言える<sup>9)</sup>。

本稿は、以上のような課題意識に基づき、次のように論述を進める。第一に、NELの創設過程について、その前身とされるバーミンガム教育協会(Birmingham Education Society)にまで遡って検討する。これにより、何故バーミンガムで基礎教育の普及が目指されたか、その論理が明らかになるであろう。第二に、NELの創設経緯とその綱領に関して検討することをとおして、NELの基底的な教育観を抽出する。以上の検討によって、本稿はNELの設立経緯と初期の教育構想について明らかにし、1870年基礎教育法の成立基盤を解明する。

## I. NELの前史としてのバーミンガム教育協会の創設経緯とその教育構想

### (1)バーミンガムにおける教育欠乏状態の意味

ジル(Gill,C.)によれば、19世紀のバーミンガムは、政治的及び経済的な活動において顕著な発展を遂げ、1860年代までには、先導的な地方産業都市としての地位を確立してきた<sup>9)</sup>。産業の発展に伴い都市が拡大し、1851-60年の10年間に、バーミンガムの人口は31%も増加したという<sup>10)</sup>。種々の産業の発展は、必然的に児童労働を要請した。親たちは子どもの学校教育を

切り詰め、早期に労働へと向かわせた<sup>11)</sup>。

バーミンガムの産業に対しては、工場法の適用がなされなかったため<sup>12)</sup>、この時期に、子どもが一旦、就労すると、正規の学校教育は終わりとされた。バーミンガムの多くの企業家たちは1850年代に、教育の懸賞金計画を開始し、就学を奨励してきたが、ほとんど効果を上げることはできなかった、とされている<sup>13)</sup>。

このようなバーミンガムにおける教育状態を、二つの調査から探ってみよう。一つ目の1857年の調査によると、7歳から10歳の子どもたちの44.6%の者が、昼間学校に出席していなかった<sup>14)</sup>。もう一つの1866年の調査では、5歳から10歳の子どもたちのうち、わずかに46.2%の者しか昼間学校に就学していなかった<sup>15)</sup>。以上のような工業化と都市化の進行によってもたらされた教育提供状況は、同時代人により、教育欠乏状態(educational destitution)と呼ばれた。バーミンガムでは、1860年代の後半までに、ヴォランタリー・システムに基づく教育提供に対する危機的な認識が、見られるようになってきた。

ここで、ヴォランタリー・システムについて述べておこう。ヴォランタリー・システムとは、1808年創立の非国教会派の内外学校協会と、1811年創立の国教会派の国民協会といった二大宗教団体が、主に7歳から13歳の貧民児童を対象として、教育提供を行なったシステムのことをいう。産業革命が進行する以前の代表的な教育機関として、慈善学校(charity school)や労働学校(school of industry)と呼ばれた無償の教育機関が挙げられる。これらの学校では、3歳から14歳頃までの貧民児童を対象として、カテキズムの暗唱を中心とする宗教教育と読み方、及び裁縫や造園などの簡単な職業準備教育が教授された。産業革命の進行とともに、授業料を徴収しない日曜学校(sunday school)とわずかな授業料を徴収したモニトリアル・スクール(monitorial school)のような新たな教育機関が設置されてくる。日曜学校は、日曜日に貧民児童を教会や礼拝堂に収容し、宗教教育を中心とした聖書の読み方を教授することにより、大量に出現してきた貧民児童の無知や道徳的墮落からの救済を目的とした。モニトリアル・スクー

ルは、日曜学校の週日化した性格を有する教育機関であった<sup>16)</sup>。

以上の教育機関はいずれも基本的には、慈善主義的立場に基づき、貧民階級児童に対して、宗教的道德教育の教授を中心に行なった。これは当時、貧民の怠惰、不道德、無秩序などといった、社会に脅威を与えるような行為を除去し、治安維持に役立つものとして考えられたからである。

しかしながら、バーミンガムにおいては、こうしたヴォランタリー・システムがもたらす教育欠乏状態が、明らかになりつつあった。教育を受けていない無知で貧しい労働者階級児童が、街に大量に溢れ、社会秩序に脅威を与えるような危険な階級が増加しているといった認識がなされるようになった。こうした背景を受け、バーミンガム教育協会創設への動きが始まる<sup>17)</sup>。

## (2) バーミンガム教育協会の創設とその教育構想

NEL の前身にあたるバーミンガム教育協会創設への動きは、1867 年 2 月 13 日、バーミンガムの市長であったディクソンの家における、私的な会議に端を発している<sup>18)</sup>。何故バーミンガムで、こうした動きが起こったのであろうか。一つは、アシュワース (Ashworth, W.) によれば、バーミンガムにおいては、種々の都市の悪弊 (evil) を改善する都市改革運動 (Birmingham municipal reform movement) の指導者たちが、バーミンガム教育協会の創設にも関わっていた。こうした過程で、バーミンガムにおいては、教育欠乏状態が都市の悪弊として重大な問題であると見做されるようになってきた、という点が挙げられる<sup>19)</sup>。もう一つは、アーミティッジ (Armytage, W.H.G.) によると、バーミンガムの実業家たちはいち早く、イギリス産業の国際競争力がアメリカやドイツに比して、相対的に低下していることに対し、大きな危機意識を抱くようになった、という側面である。その結果、彼らは国家の介入による教育制度の整備を望んだ<sup>20)</sup>。

以下ではテイラーなどの研究に依拠しながら、大要、①バーミンガムの教育提供状況がどう把握されたのか、②①を踏まえ、どのような教育構想が議論され、提案されたのか、といっ

た二つの点について見ていく。

### ①バーミンガムの教育提供状況の把握

学校視察官のカベル (Capel, H.M.) は、バーミンガムの教育提供状況について、以下のように述べている。

「バーミンガムの手労働階級 (manual labour class) の子どもたち 64,000 人のうち、30,000 人が就学している。9,280 人が就労しているが、24,720 人は子どもの世話以外には何もしていない。平均就学は 16,000 人であり、このうちの 12,000 人が補助金獲得のために、規則的に通っていたにすぎなかった。視察を受けている学校の中で、手労働階級の上流階級の者に対しては、彼らが望んでいる教育を提供している。彼らはこうした教育提供をかなり利用している。しかし、より下層階級の者は、教育提供がなされないままであり、その数は増大しつつある。このままであれば、バーミンガムの将来の生活やイギリス全体にも、大きな危険の源となるであろう<sup>21)</sup>。

これによれば、1867 年当時のバーミンガムにおける教育提供状況は、就学率が 46.9%、平均就学率が 25%、そして実質就学率が 18.8%となる。バーミンガムの教育提供をめぐるこの統計数値は、前節で見てきた教育欠乏状態を裏付けるだけではなく、平均就学率や実質就学率も合わせて考えると、より深刻な教育欠乏状況が示されていると言えよう。このように、ディクソン家におけるこの最初の会議をとおして、より貧しい無知で危険な労働者階級児童の増加が、重要な教育問題として、出席者たちに認識された。

### ②ディクソン家における私的会議の教育構想

教育欠乏状態の改善のために、ディクソンの私的な会議は、ヴォランタリー・システムに対する地方税援助の方針を打ち出した。さらに、学校視察官のカベルが、新しいタイプの学校として無償の学校の設置と、その学校に対して、貧しい労働者階級児童の就学の強制を提案した。これに対して、ラグビー校の校長であるテンプル (Temple, F.) は、カベルの無償学校の設置と強制就学の導入という二つの提案に、次のように反対を表明した。

「就学の強制については、より一層貧しい階級に対してのみ意図されるものである。そして、社会的な基準に基づき、正確に就学の強制のラ

インが法律で引かれると、やっかいな批判が出てくることになる。つまり、より貧困な階級は、自らが支払わないことには価値を見いださない、ということは周知であるからである」<sup>20)</sup>。

テンブルは、就学の強制はより一層貧しい階級に限定されること、また、貧困階級の文化といった観点からすると、無償学校の設立及びその有効性に対して疑問であるとし、カベルの提案に異論を唱えた。

こうした議論を踏まえ、最終的に、デイクソン家における第一回目の私的会議の結論は、教育に対する地方税援助は必要であること、そして、就学の際、相当の教育提供がなされなければ子どもたちは雇用されてはならない、といったものであった<sup>21)</sup>。無償学校の設立と強制就学の導入といったこうした論点については、デイクソン家における私的な会議で、さらに審議が継続された。以下では、こうした論争点について、議論の概要を示してみよう。

デイクソンが提案した、ヴォランタリー・システムへの地方税援助構想に対する国教会派の典型的な意見は、ヨーク(York, G.M.)の見解に見られるように、宗教教授を行わない学校の存在を否定し、非宗派学校への地方税援助には反対するというものであった。これに対して、非国教会派の意見は、デイル(Dale, R.W.)に代表されるように、教育の宗派体制自身を支持することができないという主張であった。デイルは、現在の日曜日の礼拝に、3分の1の住民しか通っていないという事実を挙げ、バーミンガムの大多数の人々は教育の宗派体制に強力に反対している、と主張した。最終的に、ここでの論争は、宗派学校と非宗派学校に対しては別々の基金が考案されなければならない、というデイルによる提案がなされ、それが受け入れられる形で決着をみた。そして、デイクソンが議会において、バーミンガムの教育促進を目的とする団体の創設を提案し、1867年3月14日、暫定委員会(provisional committee)が設置された<sup>24)</sup>。

その委員会の構成は、以下のようなものであった。まず、議長にはデイクソンが選出され、副議長には国教会派のヨークと非国教会派のデイルの2名が選ばれた。名誉書記長にジェセ・コリングス(Collings, J.)が選出され、その他の委員として、

バーミンガムにおけるローマンカトリックの司教総代理を務める、キャンノン・マイケル・オーサリバン(Canon Michael O'Sullivan)も含まれていた<sup>25)</sup>。この暫定委員会は、特定の党派や宗派などで占められているのではなく、種々の階層から構成されていた。

### (3) バーミンガム教育協会の活動

#### ①教育欠乏状態

バーミンガム教育協会の活動は、バーミンガムにおける教育状況の正確な把握を量的・質的に行なうことであった<sup>26)</sup>。バーミンガム教育協会は、教育欠乏状態の程度を公表することと、授業料支払い負担能力のない親をもつ子どもたちに、授業料を無償にするか否か、といった二つの点について、調査を行なうことを任務とした。

バーミンガム教育協会はバーミンガムの754の街で、詳細な教育調査を行なった。その1868年の報告書によれば、3歳から14歳の年齢の45,056人の子どもたちのうち、12,059人が全く就学したことがなかった。また、さらに15,974人の子どもたちはその時、就学していなかった。現在、就学者数は10歳以降、減少している<sup>27)</sup>。無償学校の提供は、子どもたちが就学していない状況の救済策とはならなかった。1868年1月の末までに、4,729の無償席が提供されてきたが、それらの約4分の1が利用されていなかった。子どもたちに満身に衣服さえも与えられないため、授業料の支払いができない親たちがいた。初めて無償席を利用した多くの子どもたちは、学校に長く留まらなかった、とされている<sup>28)</sup>。

こうした調査に基づき、バーミンガム教育協会は、より貧困な階級の間は無知が蔓延していること、そして、道徳、節制、宗教などの普及によっても、これらを克服することはできない、とした。つまり、ヴォランタリー・システムでは、親の教育提供に対する軽視の姿勢や無関心を改善することにはつながらない、と結論づけられた<sup>29)</sup>。

#### ②学校収容施設の量的把握

バーミンガム教育協会の報告書によると、1868年の8月に視察されたバーミンガムの全92校の学校においては、学校席は31,364席が提供されていた。平均就学者数が約20,000人であっ

たので、11,000 席が空いていた、とされている<sup>30)</sup>。

### ③低い学習定着度調査

バーミンガム教育協会は、バーミンガムで就労している 13 歳から 21 歳の者に対し、学校時代の学習定着度について、調査を行なった。調査の方法は、異なる 26 個所の工場の 908 人の人々が被験者となり、改正教育令のスタンダード IV<sup>31)</sup> と同じ水準のテストを実施する、というものであった。調査の結果は、読むことができなかった者が 5 分の 2 以上存在した。半分以上の者は書くことができなかったし、4 分の 3 以上の者は綴ることもできなかった。さらに、5 分の 4 の者は全体的な知識に欠けていたし、10 分の 9 の者は計算をすることもできなかった、という<sup>32)</sup>。バーミンガム教育協会のこうした調査は、彼ら自身に「我々は、現在有している教育の制度よりも、ずっと包括的な制度を必要としている」<sup>33)</sup> と確信させるに至った。

## II. NEL の創立と 1870 年基礎教育法案形成への基盤

### (1) NEL モデルとしてのマンチェスター・サルフォード教育協会の教育構想

バーミンガムにおいては、バーミンガム教育協会創設の際、すでに 1864 年 2 月に形成され、先行していたマンチェスター・サルフォード教育協会 (Manchester and Salford Education Aid Society) がモデルとされた。NEL 創立へ重要なインパクトを及ぼしたマンチェスター・サルフォード教育協会は、どのような教育構想を有する運動団体であったのだろうか。

ロウパー (Roper, H.) によれば、1860 年代の初期には、基礎教育の包括的な立法を求める動向は、ほとんど見られなかった。しかしながら、1860 年代の終わり頃までには、ヴォランタリー・システムは、主要には社会秩序維持といった観点から、より貧しい多くの労働者階級児童の教育をつかさどるには、不十分なシステムと考えられるようになってきた<sup>34)</sup>。マンチェスター・サルフォード教育協会は 1864 年 2 月、大都市における教育提供について調査を行ない、改善させることを目的として設立された。その設立には、マンチェスターの工場主や資本家たちが中

心に携わった<sup>35)</sup>。

マンチェスター・サルフォード教育協会が行なった、大都市における一つの教育調査によると、調査対象とした 3 歳から 12 歳までの 20,915 人の子どもたちのうち、54.7% の者が全く就学していなかった。また、工場で就労する大多数の子どもたちはほとんど、就学していなかった、という<sup>36)</sup>。その原因として、1866 年のマンチェスター・サルフォード教育協会の報告書には、親の子どもの教育に対する無関心さの問題が指摘された<sup>37)</sup>。この調査や報告書を踏まえ、マンチェスター・サルフォード教育協会は 1866 年 10 月、マンチェスターで開催された社会科学促進の全国協会 (National Association for the Promote of Social Science) の会議で、強制就学 (compulsory attendance) の制度と無償教育の提供、そして、公的な機関による教育の領域への地方税援助制度の創設、といった教育構想を提案した。

以上のようなマンチェスター・サルフォード教育協会の教育調査、報告書、そして教育構想は、すでに前章で見てきたように、バーミンガム教育協会の活動内容などと、ほとんど同じ性質のものである。このようにバーミンガム教育協会の創設や教育構想に際しては、マンチェスターをモデルにしたことがわかる。

マンチェスター・サルフォード教育協会は後に、マンチェスター教育法案委員会へと発展し、教育法案を作成、1867 年 4 月 5 日、下院に提出した<sup>38)</sup>。この 1867 年教育法案の作成には、1870 年基礎教育法の制定者であるフォスターも加わっていた。1867 年教育法案には、マンチェスター・サルフォード教育協会内で議論された無償教育の構想は含まれたが、強制就学の制度構想は見送られた。フォスターは教育法案の審議の過程で、マンチェスターやバーミンガムの大都市における教育欠乏状況の問題を重視し、ヴォランタリー・システムの欠陥を指摘した。そして、現行のヴォランタリー・システムにより、より貧しい、無知で危険な階級が増加している、と述べている<sup>39)</sup>。

このように、マンチェスター・サルフォード教育協会は、マンチェスターにおけるヴォラン

タリー・システムが怠惰、不道德、無秩序といった、社会の治安維持に脅威を与えるような貧民階級児童を大量に生み出していると認識していた。こうした把握の仕方はほとんどそのまま、バーミンガム教育協会へも引き継がれているのである。それでは、バーミンガム教育協会は、どういった議論に基づき、NELへと結実したのであるか。

## (2) NELの創設とその綱領

### ①バーミンガム教育協会の全国的な組織化への動向

バーミンガム教育協会がマンチェスター・サルフォード教育協会やマンチェスター教育法案委員会に倣い、全国的な運動組織をつくり上げていく契機は、1867年の第二次選挙法改正の結果にあったとされる。バーミンガムでは当時、選挙法改正で勝利を得たラディカル派が、教育改革に関してはバーミンガム教育協会を中心に活動し、最終的に、ヴォランタリー・システムの失敗や欠陥といった重大な問題点を明らかにした。しかし、ラディカル派は、国政のレベルに十分な代表者を送ることができなかったため、教育法案の提出は不可能なように考えられた<sup>40)</sup>。こうした情勢に変化を及ぼした人物が、チェンバレンであった<sup>41)</sup>。

チェンバレンは、バーミンガム教育協会の組織を全国的なレベルにまで拡大することについて、詳細に計画した。彼はまず、全国的な教育制度がどういった原理に基づかなければならないかを提示した。それは、以下の三つの点であった。

- ・子どもたちが育てられるのをみるのと同様に、教育されることをみることは、国の責務である。
- ・教育への権利(right)は、宗教に関わる試験で制限されてはならない。
- ・この権利の享受は、親の意思や慈善の気紛れに依存してはならない。

チェンバレンによれば、バーミンガム教育協会の目的は、イギリスの教育状況について情報収集を行ない、公表することである。また、公的な会議を通して、バーミンガム教育協会の原

理を広めていくことである。さらに、政府に緊急な立法制定の責務を促すことである、とされた。こうした前提に立ち、バーミンガム教育協会の活動は、以下のように考えられた。

- ・親が授業料を支払うことができないあらゆる場合においては、無償の教育を提供すること。
- ・国庫助成金により設立、維持されるすべての新しい学校は、非宗派の教育を提供すること。

ヴォランタリー・システムの失敗や欠陥は、チェンバレンによっても認識され、大多数の貧民階級の教育は、地方の機関により運営され、地方税で援助される新しい学校で行なわれなければならない。さらに、学校は非宗派で、国家が特定の宗派の普及に専心する学校へ援助してはならない、とされた。デイクソンは、チェンバレンのこうした全国的な運動組織の構想を支持した<sup>42)</sup>。

### ②NELの創設と綱領の内容

バーミンガム教育協会は、その運動を全国的に拡大する組織を作ることについて、1869年1月にデイクソン家で私的な会議をもった。ここにおいて、バーミンガム教育協会を全国的な組織とするNELの創設が決定された<sup>43)</sup>。こうした目的を確実にする具体的な提案を含んだ回状(circular)が出された。これはまた、NELの最初の宣伝活動であった。回状の内容は、以下のものであった<sup>44)</sup>。

## 目 的

イギリスのすべての子どもたちに教育提供を確保すべく制度の創設を行なうこと

## 方 法

1. 地方当局は、自らの地域のあらゆる子どもたちに、十分なる学校施設が提供されていることを確かめなければならない。
2. 必要とされている学校の設置や維持の経費は、地方税から提供され、国庫助成金で援助されなければならない。

3. 地方税で援助されるすべての学校は、地方当局の管理・運営のもとにあり、視察を受けなければならない。
4. 地方税で援助されるすべての学校は、非宗派でなければならない。
5. 地方税で援助されるすべての学校への入学は、無償でなければならない。
6. 学校の施設が提供される際、国や地方当局は、その他の方法で教育を受けていない、適当な年齢の子どもたちの就学を強制する権限を持たなければならない。

アダムズによれば、この回状は広範に受け入れられていった。2、3か月の間に、イギリスで最もよく知られた40人の下院議員、約400人の国教会牧師たちを含んで、2,500人の人々がNELに加わった。運動は、あらゆる大都市で進められた。そのメンバー構成上、企業家たちが非常に多かったが、アップルガスのような労働運動のリーダーも含まれていた。知識階級、非国教会派、産業都市における大工場主、熟練労働者たちのリーダー、政治的ラディカル派などが、NELに加わった。1869年の秋には、NELの地方委員会がロンドン、マンチェスターなどの13の都市で形成され、以後、この運動は急速に影響力を増し、最初の全国会議があらゆる地域から大きな関心をもって待ち望まれた、とされている<sup>45)</sup>。

NELの全国的な創立会議は、1869年10月12日、13日に開催され、デクソンが議長に選出された<sup>46)</sup>。この大会により確認、決議された基本となる政策要綱は、わずかな語句の修正を受けたが、回状と同一のものであった<sup>47)</sup>。この教育構想は後に、1870年基礎教育法案の立案者フォスターが1869年10月21日に作成したフォスターのメモの中で、「理論的に完全な機構」と評されることになる<sup>48)</sup>。

## おわりに

以上、検討してきたことから、1870年基礎教育法の性質について、NELの果たした役割に着目してまとめておこう。

第一に、NELが生み出されてくるバーミンガムの背景についてである。バーミンガムの教育提供の状況は、教育欠乏状態と呼ばれ、ヴォラ

ントリー・システムの失敗や欠陥が認識されてくるようになった。教育欠乏状態は、教育を受けていない無知で貧しい労働者階級児童が、街に大量に溢れ、社会の治安維持に脅威を与えるものと考えられた。NELの前身にあたるパーミンガム教育協会が創設をみたのは、こうした危険な階級の増加が社会秩序維持にとって、重大な問題として捉えられてきたからであった。デクソン家に起源を有するパーミンガム教育協会は、主要には国教会牧師や非国教徒、教育者、実業家などの、いわゆる非労働者階級のメンバーが中心であった。そして、パーミンガム教育協会の基底的教育構想は、危険な貧民階級児童の除去を目的とした、無償学校の設置と強制就学の制度の提案を含むものであった。

第二に、NELのような運動組織には、マンチェスター・サルフォード教育協会といったそのモデルが存在した。NELの前身であるパーミンガム教育協会の教育状況に対する認識と同様、マンチェスター・サルフォード教育協会もまた、ヴォラントリー・システムの欠陥に気がついていた。彼らは、怠惰、不道徳、無秩序といった社会秩序に脅威を及ぼす、より貧しい労働者階級児童が大量に生み出されていることを、大都市における重要な教育問題として捉えた。

1870年基礎教育法制定過程及び制定後にも大きな影響を及ぼした、ラディカル派のNELの労働者階級に対する基底的教育観は、以上に述べてきたような、社会秩序維持を主要な目的とするものであったと言えよう。こうした点と、「〔1870年〕教育法作成への見解の発展に影響を及ぼした、労働者階級の効力のある見解はなかった」<sup>49)</sup>とするリッチの指摘とを合わせて考えると、1870年基礎教育法の基底性な性質を、「最も先進的に成長をとげた労働者階級を中心とする一般民衆の要求を基礎にも」<sup>50)</sup>つとは捉えられないのではないかと。むしろ、1870年基礎教育法の形成過程に着目した場合、教育法の基底となる性質は、NELに代表されるブルジョア的イニシアティヴを基盤としていると言えるのではないかと。このような点については、NELの活動をさらに具体的に検討していかなければならないであろう。今後の課題としたい。



謝 辞

以下の博士論文を自由に利用させていただいた、東京都立大学の田直子氏に、記して謝意を表したいと思う。

Taylor, A.F., *Birmingham and the Movement for National Education 1867-77: An account of the work and influence of the National Education League*, 1960 (unpublished. A thesis presented in the University of Leicester for the degree of Ph.D.).

〔注〕

- 1) 成田克矢『イギリス教育政策史研究』御茶の水書房、1966年、が代表的な研究である。
- 2) 以下、筆者は「教育運動」という用語を、次のように用いる。つまり、教育運動とは、権力の支持する教育理念とは異なる教育理念を、民間の社会的な力が支持して、種々の手段でその実現をはかることである。ここで、教育理念とは、教育の目的と手段と、内容と方法との総体を意味する。宗像誠也『教育行政学序説』有斐閣、1954年、1頁。
- 3) Simon, B., *The Two Nations & the Educational Structure 1780-1870*, Lawrence & Wishart, 1960, pp.363-364.
- 4) 正式タイトルは、Memorandum by Mr. Forster of Suggestions for Consideration in Framing the Education Bill for England, である。P.R.O., Ed. 24/2, 21/10/69. なお、本資料についての全訳は、以下を参照されたい。「フォスターのメモ」(全訳)『教育論叢』名古屋大学大学院教育学研究科教育学専攻、第39号、1996年3月、69-76頁。
- 5) 成田、前掲書、125頁。
- 6) Rich, E.E., *The Education Act: A study of public opinion*, Longmans, 1970, p.ix.
- 7) 堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店、1971年、73-74頁。
- 8) その他の研究について、整理しておく。例えば、Curtis, S.J., *History of Education in Great Britain*, University Tutorial Press, 1963 (Fifth Edition),

Lawson, J. & H. Silver, *A Social History of Education in England*, 1973, などのイギリス教育史の通史は、NELを1870年基礎教育法の成立過程におけるひとこまとして触れるにとどまっている。また、Murphy, J., *The Education Act 1870: Text and Commentary*, David & Charles, 1972, Rich, *op.cit.*, など、この種の研究に分類される。

Adams, F., *History of the Elementary School Contest in England*, Chapman & Hall, 1882, Jones, D.K., *The Making of the Education System 1851-81*, R.K.P., 1977, などの研究は、NELの教育構想の概要を紹介しているにとどまっている。

また、1870年基礎教育法案のドラフトと位置づけられるフォスター・メモ自身を分析の対象とし、NELの教育構想について教育法案の立案過程との関連で簡略に紹介している研究がある。例えば、Gosden, P. H.J.H., *The Development of Educational Administration in England and Wales*, Basil Blackwell, 1966, がこれに分類される。

大田直子は比較的多くのスペースを費やし、1862年の改正教育令以降1870年基礎教育法成立に至る経緯の中で、近代公教育制度導入を推進した勢力としてラディカル派のNELを位置づけ、その設立経緯や教育構想等を簡潔に分析している。大田直子『イギリス教育行政制度成立史—パートナーシップ原理の誕生—』東京大学出版会、1992年、79-84頁。

イギリスにおいては、次の博士論文がある。

Taylor, A.F., *Birmingham and the Movement for National Education 1867-77: An account of the work and influence of the National Education League*, 1960 (unpublished. A thesis presented in the University of Leicester for the degree of Ph.D.).

- 9) Gill, C., *History of Birmingham, Vol. I*, Oxford University Press, 1952, p.281. ジルによると、1860年代当時、バーミンガムにおける最も大規模な工業は、真鍮や銅を用いた製造業であった。Ibid., pp.292-318. また、商業の飛躍的な拡大や教育の普及により、ペンなどの文房具に関する産業も発展した。Ibid., pp.300-303.
- 10) Marcham, A.J., *The Birmingham Education Society and the 1870 Education Act*, *Journal of Educational Administration and History*, Vol.8, No.1, January

1976, p.11.

11) *Ibid.*

12) 1867 年の工場法がバーミンガムにもたらされたが、当時、市長であったディクソンによれば、その効果は、学校に子どもたちを満たすことではなく、工場から子どもたちを取り除いただけであった。

13) Marcham, *op.cit.*, p.11. この懸賞金は、11 歳以上のすべての生徒たちを対象にして、最低 2 年間学校へ通ったことがある場合、受けられる。ただし、懸賞金は、一人の少年が労働によって得られる金額には匹敵しなかった、とされている。

14) *Ibid.*, p.12.

15) *Ibid.*

16) この部分については、以下の研究に依拠している。

尾形利雄『産業革命期におけるイギリス民衆児童教育の研究』校倉書房、1964 年、宮沢康人編『世界子どもの歴史 6 産業革命期』第一法規、1985年、Barnard, H.C., *A History of English Education From 1760*, University of London Press, 1969, Birchenough, C., *History of Elementary Education in England and Wales from 1800 to the Present Day*, University Tutorial Press, 1925.

17) Marcham, *op.cit.*, pp.11-13. イギリスにおける基礎教育への国家の介入の論理を、無知な労働者階級からの「社会防衛」、あるいは「社会秩序の維持」といった観点から把握する近年の研究として、松塚俊三「民衆文化としての初等教育—十九世紀イギリスのおばさん学校—」『権力・知・日常—ヨーロッパ史の現場へ—』名古屋大学出版会、1991 年、が挙げられる。Marcham 論文の全体の基調も、松塚と同様である。

18) Marcham, *Ibid.*, p.12, Taylor, *op.cit.*, pp.27-30.

テイラーによれば、この会議の出席者は全部で 16 名で、以下のとおりである。英国国教会の牧師以外には、教師や実業家、企業家が目立つと言えよう。

氏名	職業、党派などの属性
George Dixon	バーミンガム市長、国教徒、政治的にはRadicals
Canon Gover	英国国教会の指導的な牧師, Sallley Training Collegeの校長
G.M.Yorke	聖Philipsの英国国教会の首席牧師
Dr.Wilkinson	聖Martinsの英国国教会の教区牧師
William Lucas	工場主、政治的にはリベラル派であるが、Radicalsではない。
Sargent Timothy	大実業家、エリフ派
William Kenrick	大実業家、エリフ派
Thomas Martineau	非国教徒、1867年総選挙ではディクソンの反対者
George Braithwaite	非国教徒、1867年総選挙ではディクソンの反対者
Joseph Chamberlain	新聞社の編集長
John Bunce	新聞社の編集長
John Skirrow Wright	裕福な非国教徒
R.W.Dale	ロンドン人、非国教徒
Rev.H.M.Capel	Midlandの学校視察官
Frederick, Temple	Rugby 校の校長
John Bremner	Manchester Education Aid Society の名誉幹事

19) これに関しては、以下の研究を参照した。W. アシュワース/下總黨監訳『イギリス田園都市の社会史—近代都市計画の誕生—』御茶の水書房、1987 年、59-94 頁及び 115-116 頁。

20) Armytage, W.H.G., *The 1870 Education Act*, *British Journal of Educational Studies*, Vol.18, No.2, June 1970, pp.121-122.

21) Marcham, *op.cit.*, p.12, Taylor, *op.cit.*, p.28. ただし、マーチャムはこの部分の論述について、以下の資料から引用しているが、筆者はこの資料を入手していない。また、この資料は、筆者が所蔵調査を行なった *NEL Report* や *Paper* などにも含まれていない。

Capel, H.M. & F. Temple, *Addresses to the private meeting at the residence of the Mayor (1867)*, p.3.

22) Taylor, *op.cit.*, p.28.

23) *Ibid.*

24) *Ibid.*, pp.29-32, Marcham, *op.cit.*, p.13.

25) Taylor, *op.cit.*, p.32. この委員会には、その他の

委員として以下の者が含まれていた。ブンス (Bunce)、チェンバレン (Chamberlain)、ドーン (Dawson)、ゴウヴァー (Gover)、ケンリック (Kenrick)、サーガント (Sargant)、ヴィンス (Vince)、ウィルキンソン (Wilkinson)。なお、注の 18 も参照のこと。テイラーの研究の pp.12-21 には、ディクソンをはじめとして、NEL に関係した著名な人物が、簡略に紹介されており、参考になる。

ジョウンズによれば、ディクソンを議長に推薦し、マンチェスターの先例にならい、教育の領域でディクソンにイニシアティブを取らせたのは、コリングスであった。また、委員の構成については、ディクソンの市長時代にバーミンガムの市議会に選出された裕福な商人たちが、主要なメンバーであったとされている。

Jones, *op. cit.*, p.58.

26) この事実関係については、Marcham, *op. cit.*, pp.13-14, Taylor, *op. cit.*, pp.33-42, に基づいている。

27) *First Annual Report of the Birmingham Education Society*, March 31, 1868, pp.20-21. 右の表は、Report pp.20-21 より作成した。

28) *Ibid.*, p.17.

29) *Ibid.*

30) *Second Annual Report of the Birmingham Education Society*, March 1869, pp.13-14.

31) スタンダードについては、例えば、成田、前掲書、111-112 頁、大田、前掲書、49 頁、を参照されたい。

32) Marcham, *op. cit.*, p.13.

33) *Second Annual Report of the Birmingham Education Society*, March 1869, p.15.

34) Roper, H., *Towards an Elementary Education Act for England and Wales 1865-68*, *British Journal of Educational Studies*, Vol.23, No.2, June 1975, p.186.

民衆を対象にした基礎教育法案は、1850 年代にいくつか提出されている。例えば、1850 年 2 月提出のフォックス (Fox, W.J.) 教育法案、1854 年 2 月提出のマンチェスター・サルフォード (Manchester and Salford) 教育法案、1855 年 3 月提出のバッキントン (Sir John Pakington) 教育

少年の年齢	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9	9~10	10~11
全少年数	1,883	2,023	2,241	2,114	2,097	1,991	1,893	1,763
就学経験者数	559	1,215	1,585	1,650	1,728	1,638	1,550	1,436
未就学者数	1,324	868	656	464	369	353	343	327
現就学者数	559	750	1,016	1,134	1,159	1,057	970	721

11~12	12~13	13~14	14~15	総計
1,578	1,546	1,679	2,184	23,052
1,240	1,264	1,407	1,804	17,076
338	282	272	380	5,976
523	321	179	198	8,587

少女の年齢	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9	9~10	10~11
全少女数	1,985	1,983	2,113	2,064	2,082	2,018	1,914	1,702
就学経験者数	577	1,108	1,431	1,553	1,691	1,611	1,566	1,388
未就学者数	1,404	875	682	511	391	407	348	314
現就学者数	577	673	926	946	1,061	1,032	985	771

11~12	12~13	13~14	14~15	総計
1,514	1,500	1,512	1,617	22,004
1,256	1,228	1,228	1,284	15,921
258	272	284	333	6,083
625	394	284	157	8,436

法案がよく知られている。これらはすべて廃案になったが、ヴォランタリー・システムの効果に対する疑問から出発していた点が共通していた。ただし、いずれの教育法案も、ヴォランタリー・システムを壊すのではなく、既存のシステムには全く干渉しないという原理・原則を含んでいた。

これに対して、1860 年代初頭に、大衆の基礎教育をめぐる包括的な教育立法制定をめぐる動向が見られないのは、ロウバーによれば、ニューカッスル (Newcastle) 委員会が 1861 年に発表した、教育統計の影響があるという。ニューカッスル委員会は、「イングランドとウェールズの 2,655,767 名の子どもたちのうち、どんな教育も受けていないのは、わずかに 120,305 名にすぎない」というように、教育提供状況を楽観的に把握したとされる。この影響により、イギリスの教育は、ヴォランタリー・システムで十分に提供され得るという考え方が、現実的になっていた。Ibid., pp.183-184.

35) Maltby, S.E., *Manchester and the Movement for National Elementary Education 1800-1870*, Manchester at the University Press, 1918, pp.95-96. この構成員は 12 名で、マンチェスターの市長も含まれ、議長を務めた。後に設立されたバーミンガム教育協会は、これに倣ったと言われている。

36) Ibid., pp.98-99.

37) Ibid., p.98.

38) この教育法案のタイトルは、「A Bill to Provide for Education of the poorer Classes in England and Wales」(イングランドとウェールズのより貧困な階級の者たちへの教育提供を目的とした法案)である。ただし、1867 年教育法案には、強制就学を実施する地方当局の構想は含まれなかった。

ブルースは、児童の就学に関して、教育法案には二つの種類があると述べている。一つは、教育法案の中に、強制就学 (compulsory attendance) の条項を含んでいるものである。これは、教育を管理・運営する地方教育行政機関が、①就学を強制する規定を実施する、②教育を促進することを目的とした地方税の導入権限を有する、という二つの内容を含む教育法案である。もう一つは、任意

(permissive) な性質を有する教育法案であり、上記の二つの規定を含まないものである。

*Parliamentary Debates*, 3rd Ser., Vol.190, col.1817.

39) *Parliamentary Debates*, 3rd Ser., Vol.188, col.1351.

なお、1867 年教育法案については、拙稿「イギリス 1870 年教育法案形成過程－1867 年・1868 年教育法案の位置－」『教育論叢』第 37 号、名古屋大学大学院教育学研究科教育学専攻、1994 年 3 月、1-14 頁、を参照のこと。

40) Taylor, *op.cit.*, pp.70-71.

41) チェンバレンは 1836 年、ユニテリアンで裕福な商人の家庭に生まれた。非国教徒であり、18 歳の時にバーミンガムにやってきた。おじのボルト工場会社に入り、13 年間を過ごした。富裕な企業家の家庭に育ったユニテリアンの女性と結婚した。夜学校や日曜学校で、教育も行なった。1867 年にディクソンやコリングスにそそのかされて、政治生活に入ってしまった。Ibid., pp.18-19.

42) Ibid., pp.72-73. テイラーによれば、ディクソンはチェンバレンの構想を受け入れた後、マンチェスター教育法案委員会のメンバーたちに、全国的な組織への協力依頼の書簡を送ったが、マンチェスターからは断られたという。Ibid., p.73. ただし、その理由は述べられていない。

43) Ibid., p.73, Adams, *op.cit.*, p.197.

この会議の出席者には、ディクソン、チェンバレン、コリングス、ハリス、そして、ブンスたちがいた。この会議に先立ち、ディクソンとコリングスの間で、すでにバーミンガム教育協会の組織拡大について、議論が行なわれていた。アダムズによれば、この会談に NEL の起源がある、とされている。Ibid.

44) *NEL Paper*, n.d., Adams, *op.cit.*, p.197. この回状は、コリングスのイニシアティブで作成された。彼は、*An Outline of the American system with remarks on the establishment of common schools in England*, 1868, と題されたパンフレットの中で、アメリカのマサチューセッツ州のコモン・スクール制度のイギリスへの採用を提唱していた。彼はまた、国の援助と視察を受け、地方の管理を伴う国民的な基礎学校制度の創設には、世俗教育、教育税の徴収、そして就学については強制すること、といった構想を抱いていた。

- 45) *Ibid.*, p.198. ただし、NEL のメンバーは、バーミンガムやロンドンから集まったが、田舎ではその組織は弱体であったという。例えば、ノッティンガムシャー全体ではわずかに 2 名、ケンブリッジシャーでは 6 名であり、そのうちの 3 名は大学のメンバーであったとされている。Taylor, *op.cit.*, p.77.
- 46) *Ibid.* チェンバレンは副議長、コリングスは名誉書記長、ジャフライは収入役に選出された。また、アダムズが書記長に選出された。
- 47) NEL の回状については、全国的な創立会議では、綱領 (platform) と呼ばれた。また、全国的な創立会議の報告書によると、以下に示すように、回状は若干の修正が施されたことがわかる。ただし、回状の基本的な原理・原則に関わる修正ではない。

Object

The establishment of a system which shall secure the education of every child in the country.

↓ 修正

The establishment of a system which shall secure

the education of every child in England and Wales.

*Report of the First General Meeting of Members of the National Education League, 1869, p.25.* この報告書の 22-25 頁には、綱領が導き出された経過が述べられている。それを簡略に示すと、①ヴォランタリー・システムの教育提供不足、②マンチェスター・サルフォード教育協会の教育統計、③バーミンガムの教育統計、④マンチェスター教育法案委員会の設立、⑤NEL の形成、⑥NEL の綱領、となっている。⑤までの経緯を踏まえて、⑥の綱領を析出したとしている。

48) P.R.O.,Ed.24/2, 21/10/69, *op.cit.*, p.2.

49) Rich, *op.cit.*, p.ix.

50) 成田、前掲書、125 頁。

〔付記〕

本稿は、2000 年 8 月 30 日、名古屋大学で開催された日本教育学会第 59 回大会自由研究発表報告「イギリス 1870 年基礎教育法の性質に関する一考察－National Education League の役割に着目して－」をもとに、若干、加筆・修正を行なったものである。